

＜ユメイク約款＞

第1条（約款適用の範囲）

1. タカラベルモント株式会社（以下、「当社」といいます。）が契約者との間で締結する代金分割前払方式による当社発行の記名式商品購入券（以下、「購入券」といいます。）購入契約（以下、「ユメイク契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。
2. 当社が契約者との間で、この約款の定めと異なる特約を書面で結んだときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

第2条（契約の申込み）

当社に「ユメイク契約」の申込みをしようとする契約者は、1年、3年、5年のいずれかの積立期間を選択し、1回の積立額を1万円単位で決定のうえ、ユメイクWEBサービスにおいて必要事項を入力し、または当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出し、毎月均等払いでお支払いいただきます。但し、1回の積立額が1万円の場合は積立期間は3年以上とします。また、最長7年まで積立期間を延長することができます。

第3条（契約の成立）

「ユメイク契約」は、当社が前条のユメイクWEBサービスにおいて申込み必要事項を確認した、あるいは申込書を受理したのち、当社が承諾した時に成立いたします。

第4条（休止期間）

1. 契約者からのユメイクWEBサービスの申込により、あるいは書面での申出により当社が認めた場合、一定期間（6か月以内、即ち6回以内）積立を休止する事ができます。但し、この休止期間の制度利用は契約期間内に1回に限ります。
2. 前項の休止期間は積立の未引落があれば、この未引落分を含めて6か月（6回）以内とします。
3. 契約者は休止期間終了の翌月から残期間満了まで積立を継続するものとし、この場合積立完了時期は当初の申込期間より休止期間分だけ延長されます。

第5条（購入券購入積立金のお支払い）

1. 購入券購入積立金は、毎月27日に申込書において指定された期間、金額を預貯金口座自動振替の方法により、当社が業務委託する「りそな決済サービス株式会社」に対し支払われなければなりません。
2. 前項に規定する当社に対する最初の支払い日（27日）は第3条に規定する契約者のお申込を毎月20日までに締切り、特段の事情がない限り、翌月の27日となります。
3. 当社は、契約者の金融機関預・貯金通帳に記載された記録をもって領収書に代えさせていただきます。

第6条（購入券）

1. 当社は契約者に対し前条1項の定めに従い、全額のお支払いを完了された場合、積立期間満了の翌月末日に購入券（積立金合計額、別表にしたがって算出されたサービス額、及びその合計額と契約者氏名を表示する）を発行するものとします。
2. 契約者は前項の購入券により、表示金額相当額の当社製品カタログ記載の理美容・エステ・ネイル機器（化粧品類等の消耗品は除く）を購入することができます。
3. 前項の購入券は、初めてサロンを開業される契約者のみ内装工事にも使用できるものとします。但し、申込時に新規開業である旨を申し出ることとし、積立期間は3年以下、積立金額の上限は500万以下とします。
4. この購入券を譲渡、質入等処分することはできません。
5. この購入券の有効期限を購入券発行後3年とします。

第7条（超過購入）

契約者は購入券により表示金額を超える商品を購入する場合、その超過分の支払については当社の一般の販売基準によります。

第8条（一部購入）

1. 契約者が購入券により表示金額未滿の商品を購入し、その差額が1万円未滿の場合に限り当社はその差額を現金にてお返

しいたします。

2. 前項の差額が1万円以上の場合、当該購入券と引き換えにその差額を表示した新購入券（積立金合計額及びサービス額は旧表示金額と新表示金額の割合による）を交付し、契約者はこの新購入券により別途商品を購入することができます。
3. 前項の新購入券についても第6条2、3、4項、第7条及び本条が準用されます。

第9条（満期前商品購入）

1. 積立完了前でも商品を購入する事を条件として積立を中止することができます。この場合でも中止の翌月末に購入券（積立金合計額、別表にしたがって算出されたサービス額、及びその合計額と契約者氏名を表示する）を発行するものとし、契約者が受領するものとしします。
2. 前項の購入券についても第6条2、3、4項、第7条および第8条が準用されます。

第10条（解除）

1. 契約者の都合により「ユメイク契約」を解除する場合、ユメイク契約解除の申込をしていただきます。なお積立金完了前後を問わず既積立額から積立回数によらず500円+引落回数（滞納された回数を含む）に130円を乗じた合計額の手数料を差引いた金額を返却いたします。
2. 当社の都合により「ユメイク契約」を解除する場合、当社は契約者に対し、積立金に各積立時から返還（支払い開始日）までの期間に対し、商事法定利率（現行：年6%）を乗じて算出した金額の合計額を現金にて返還いたします。また、当社・契約者いずれの責にもよらないで契約が終了する場合も同様とします。
3. 契約者が積立を2回分以上滞納された場合、なんらの催告を要せず「ユメイク契約」を解除いたします。この場合の返還は本条第1項と同様とします。
4. 購入券が第6条4項の有効期間に使用されず効力を失った場合のお取扱は本条第1項と同様とします。

第11条（積立金の返還方法）

前条の積立金の返還については解除の通知があった月の翌月以降（同2項末段の場合は契約終了事由発生月のそれぞれ翌月以降）に契約者のユメイク引落口座にお振込いたします。

第12条（相殺）

当社が契約者に対して債権を有し、その支払いが不能となった場合、ユメイクの積立金額（サービス額を除く）と相殺できるものとしします。

第13条（死亡・廃疾・廃業・倒産・解散・合併等の場合）

1. 契約者が死亡・廃疾又は廃業された場合、積立完了の前後を問わず第10条第1項と同様とし、相続人または契約者に返却いたします。
2. 契約者が死亡・廃疾・廃業のいずれの場合にも契約者の営業を引き継ぐべき者（相続人・受遺者・営業譲受人等）が別途定める書面により「ユメイク契約」の承継を申し出た場合、前項にかかわらずこれらの者が引き継ぐことを認める。但し、積立未了の場合上記承継人は契約者と同一条件で積立を継続するものとしします。
3. 法人である契約者が倒産・解散・合併等で存続しなくなった場合は、本条第1項に準じます。

第14条（権利譲渡の禁止）

「ユメイク契約」にもとづく契約者の当社に対する権利は、前条の場合を除き、譲渡・質入等の処分をすることができません。

第15条（消費税）

この約款にある別表にしたがって算出された金額及び手数料は、消費税込みの数字とします。

第16条（反社会的勢力に関する条項）

1. 契約者は、自己またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」と総称するいう。）に該当しないこと、および過去に反社会的勢力に該当していなかったことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。
2. 契約者は、自己またはその役職員が、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与し、または関与していたこと
 - (2) 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもって、または第三者に損害を与える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用し、または利用していたこと
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの行為を行い、または行っていたこと
 - (4) その他反社会的勢力と関係を有すること、または有していたこと
3. 契約者は、自ら、または第三者を利用して次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを表明し、これを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法律上、契約上の責任範囲を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 前3項の表明・確約に反して、契約者またはその役職員が暴力団員等あるいは前2項各号の一にでも該当することが判明し、または該当する行為をしたときは、何らの催告をせず、また、自己の債務の履行提供をせずに、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

第17条 (合意管轄裁判所)

「ユメイク契約」に関し生じた紛争の裁判管轄は当社の本店、支店所在地を管轄する裁判所といたします。